

報道関係各位

件 名 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 概要

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

2 内容

(1) 支給対象者

ア 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ 約7,500世帯

イ 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2) 給付額

1世帯当たり10万円

(3) 支給手続等

ア 住民税非課税世帯

(ア) 対象世帯には、飯能市から確認書を送付します。

(イ) 確認書は、令和4年2月中旬に送付を予定しています。

(ウ) 対象世帯は、確認書の内容を確認の上、返信用封筒にて返送していただきます。

(エ) 給付（口座振込）は、令和4年3月上旬からを予定しています。

イ 家計急変世帯

- (ア) 確定申告書や源泉徴収票等、収入が分かる書類を添付の上、申請書を提出していただきます。
- (イ) 申請書の受付は、令和4年2月下旬からを予定しています。
- (ウ) 申請書の提出は、郵送または直接、本庁舎1階（101会議室）臨時特別給付金対策室の窓口となります。
- (エ) 給付（口座振込）は、令和4年3月上旬からを予定しています。

(4) 問い合わせ先

飯能市臨時特別給付金対策室

電話 042(978)8031（直通）

メールアドレス kyufukin@city.hanno.lg.jp

担当者 地域・生活福祉課長 竹井伸次
(臨時特別給付金対策室)

連絡先 TEL 042-973-2111(内線160)